

# 令和2年度事業報告書

子鹿医療療育センター

新型コロナウイルスが猛威を奮うなか、感染対策を行いながら基本理念、基本方針に基づき、事業を実施した。

## 【事業】

- |   |                      |       |
|---|----------------------|-------|
| 1 | 子鹿医療療育センター           | 定員80名 |
| 2 | 子鹿短期入所事業所            | 定員4名  |
| 3 | 子鹿日中一時支援事業所          |       |
|   | (1) 子鹿日中一時支援事業所      | 定員4名  |
|   | (2) 三次アカデミー日中一時支援    | 定員22名 |
| 4 | 子鹿障害児(者)通所支援事業所      | 定員5名  |
|   | (1) 障害児(者)通所事業所ウイズワン | 定員5名  |
| 5 | 児童発達支援センターバンビ        | 定員20名 |
| 6 | 子鹿障害児等療育支援事業所        |       |

## 【基本理念】

わたしたちは、一人ひとりの障害児(者)が健康で温かく潤いのある生活がおくれるように全力を尽くして支援します

## 【基本方針】

- 1 障害児(者)の生命と人権を尊重し、プライバシーを守ること
- 2 安全で快適な生活環境と最良の療育サービスを提供すること
- 3 地域やご家族との交流を深め、信頼される開かれた施設を目指すこと
- 4 「根気・のんき・元気」をモットーとし、積極的に仕事に取り組むこと
- 5 専門性を高め、お互いに力を合わせて、サービスの向上に努めること

- 1 子鹿医療療育センター(定数80床、短期入所4床)

## 【事業の概要】

- (1) 医療型障害児入所施設及び療養介護事業所(定員80名)
- (2) 外来診療(内科・精神科・リハ外来・歯科・摂食外来)及び訪問歯科診療  
児童福祉法による医療型障害児入所施設及び障害者総合支援法による療養介護事業所として、また医療法による病院として障害児(者)の入所(入院)と外来診療を行う。

## 【処遇方針】

「日常生活の援助」

- (1) 障害を正しく理解し、適切な援助を行う。

「機能訓練の実施」

- (1) 運動機能の維持、向上のための援助やリハビリテーションを実施する。

### 「給食の提供」

(1) 安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する。

### 「地域社会とのつながり」

(1) 見学者、実習生やボランティアを受け入れる。

(2) 在宅の障害児（者）に対し、外来診療、短期入所事業、日中一時支援事業、障害児（者）通所支援事業、児童発達支援センター事業、障害児等療育支援事業を行う。

### 【主な取り組み】

今年度、以下のことに取り組んだ。

#### 「利用児（者）へのサービス等」

(1) 利用児（者）の処遇向上を図る。

①個別支援計画に基づき、個々に適したサービスを提供した。

②ケースカンファレンスを行い、利用児（者）の処遇を見直した。

③定期的に摂食ミーティングを行い、個々に適した食形態で提供した。

(2) 利用児（者）の健康維持、疾病予防に努める。

①疾病の予防や早期発見、早期対応に努め、他医療機関の受診を支援した。

②インフルエンザやHBワクチン接種の他、消毒や換気の徹底、健康チェック、面会制限、センター外行事の中止等の対策を行い、新型コロナウイルスの感染防止に努めた。

(3) 利用児（者）に快適な生活環境を提供する。

利用児（者）が安全で快適な生活を送ることができるよう清掃を行い、環境整備に努めた。

(4) 安全対策、事故防止、衛生管理に努める。

①危険箇所や不衛生な箇所があれば迅速に改善し、危険防止に努めた。

②安全対策委員会で事故等の原因究明と再発防止に努めた。

③感染対策委員会で感染症や食中毒予防に対し、迅速な対応に努めた。

④ネズミやゴキブリなどの生息状況の定期点検を行い、防除に努めた。

(5) 利用者の個人情報をも適正に取り扱う。

個人情報管理規程により、個人情報の保護と管理を徹底に努めた。

(6) 機能訓練の充実を図る。

リハビリチーム会議を病棟毎に定期的に行い、個々に適した機能訓練を行った。

#### 「家族との連携」

(1) 保護者との連携を促進する。

①新型コロナウイルス感染防止の為、交流会を設ける事が出来なかった為、状況についてホームページやお知らせで情報を提供した。

②個別支援計画を年2回作成し、成年後見人（家族）から同意を得た。

(2) 施設の情報を提供する。

①施設の基本情報と職員の一覧パネルを適宜更新し、玄関に掲示した。

②子鹿だよりと事業報告書を計画どおり発行した。

③ホームページの新型コロナウイルス関連情報の更新を頻回に行った。

(3) 苦情や意見を受け入れる。

利用児(者)等から苦情を受け付けたときは、苦情解決に関する規定に基づき、適切に対応した。

《職員に関する事》

(1) 専門性を高めるとともに、人権教育の充実を図る。

新型コロナウイルス感染防止の為、対面形式での研修には参加せず、サポートーズカレッジなどのオンライン研修を活用するとともに、専門的な資料や情報提供を行った。

(2) 虐待の防止に努める。

①月1回虐待防止委員会を行い、セルフチェックを実施し結果を周知した。

②事例検討や虐待に関するニュース等の情報提供を通じて虐待防止に努めた。

(3) 職員間の連絡や報告の徹底を図る。

①職務や職責意識の高揚に努めた。

②文書の掲示や配布、サイボウズ等で情報を共有し、連携の促進に努めた。

(4) 職員の健康管理と労働災害の発生防止を図る。

①定期健診、腰痛健診、ストレスチェックを行い、高ストレス者には産業医の面談を行う等、その後の適切な対応に努めた。

②衛生委員会で組織体制や業務内容、産業医による職場巡回を行い、職場環境の改善を検討した。

「施設制度等」

(1) 施設整備を行う。

①児童福祉法、障害者総合支援法および医療法などに則した適正な施設整備を行った。

②医療スタッフ及び療育スタッフの数の充足と質の向上を図った。

【利用者の状況】

①入退所状況(定員80名)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
在院数	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	77

②年齢別利用者数(令和3年3月31日現在)

年齢(歳)	21	24	27	30	35	40	45	50	55	60	65	最低(歳)	最高(歳)	平均(歳)
男	0	0	0	5	3	4	7	6	4	4	8	31	81	51.9
女	0	0	3	3	1	3	4	6	4	4	8	27	78	52.2
計	0	0	3	8	4	7	11	12	8	8	16	—	—	52.6

③在所期間別利用者数（令和3年3月31日現在）

期間 (年)	1 年 未 満	1 ～ 3	4 ～ 6	7 ～ 9	10 ～ 14	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 年 以 上	最 低 (年)	最 高 (年)	平 均 (年)
人数	0	5	2	3	7	5	3	5	3	44	1	46	31.2

2 子鹿短期入所事業所（定員4名）

【事業の概要】

在宅障害児（者）の宿泊を伴う短期入所を受け入れる。

重症心身障害児（者）の日帰り利用を受け入れる。

【主な取り組み】

今年度、新型コロナウイルス感染防止の為、利用にあたってのルールを定めつつ、以下のことに取り組んだ。

(1) 利用児（者）の処遇の向上を図る。

利用児（者）の特性に即した日常生活の援助と療育の充実を図った。

(2) 利用児（者）の健康維持、疾病予防に努める。

受入れにあたっては、体調チェックや同居の家族の状況を確認し、疾病の予防や早期発見、早期対応に努めた。

(3) 利用児（者）に快適な生活環境を提供する。

フロアー内を清掃し、生活環境の整備と改善に努めた。

(4) 安全対策、事故防止、衛生管理に努める。

①危険箇所や不衛生箇所があれば迅速に改善し、災害対策に努めた。

②安全対策委員会で事故等の原因究明と再発防止に努めた。

③感染対策委員会で感染症や食中毒の予防と迅速な対応に努めた。

④ネズミやゴキブリなどの生息状況の定期的な点検を行い、防除に努めた。

(5) 利用者の個人情報 を適正に取り扱う。

個人情報保護管理規程により個人情報の保護と管理を徹底した。

(6) 苦情や意見を受け入れる。

苦情解決制度や意見箱で利用児（者）等からの苦情や意見を受け付け、迅速に対応した。

(7) 虐待の防止に努める。

センター長を委員長とする虐待防止委員会を毎月開催し、情報提供及び注意喚起を行うとともに、障害者虐待防止セルフチェックを行いその結果を周知した。

また、事故報告書から手技や支援方法に不適切な支援があった職員に対しては、上司から指導を行うなど虐待防止に努めた。

(8) 身体拘束の現状を把握し記録に残す。

利用者別に車椅子の腰ベルトの装着など、「身体拘束に関する記録表」を保護者の同意のもと作成し、カルテに残し適切な対応を行った。

## 【利用者の状況】

### ①月別利用者状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実人数	2	0	12	11	10	10	12	10	9	9	13	17	115
延件数	2	0	14	16	18	22	24	17	15	16	20	25	189
延日数	6	0	76	63	48	67	73	74	41	62	78	85	673

## 3 子鹿日中一時支援事業所

### 【事業の概要】

在宅障害児（者）の日帰り利用を受け入れる。

(1) 子鹿日中一時支援事業所：在宅障害児（者）の日帰り利用を受け入れる。

(2) 三次アカデミー日中一時支援事業所：通所部門で庄原特別支援学校に通う児童生徒の放課後等一時預かりと他の通所施設に通う障害者の一時預かり、児童発達支援センターバンビでバンビ利用児の延長預かりを行う。

### 【主な取り組み】

子鹿短期入所事業所の主な取り組みの（1）～（7）と同じ

## 【利用者の状況】

### ①月別利用者状況（子鹿日中一時支援事業所）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ②月別利用者状況（三次アカデミー日中一時支援事業所）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開所日数	25	23	26	25	23	24	27	23	25	23	22	26	292
延人数	98	113	226	217	211	216	226	203	217	170	202	243	2342

## 4 障害児（者）通所支援事業所

### 【事業の概要】

障害児（者）通所支援事業所 ウイズワン（定員5名）において、在宅の障害児（者）を対象に、通所による療育や日常生活の支援を行なう。

#### 「通所支援」

子鹿医療療育センターの車両を使用し、利用児（者）の安全な送迎をする。

#### 「日常生活と発達の支援」

①障害を正しく理解し、適切な支援をする。

②基本的な生活習慣の習得と機能の維持、向上のための支援をする。

#### 「給食の提供」

安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する。

## 【主な取り組み】

今年度、以下のことに取り組んだ。

- (1) 利用児（者）の個々の特性に即した療育や日常生活の支援を行なう。  
個別支援計画を作成し、半年毎にモニタリングを行い個々の利用者の特性に即した支援を行った。
- (2) 利用児（者）に快適な生活環境を提供し、衛生管理に努める。  
フロア内を清掃し、生活環境の整備と改善に努めた。
- (3) 安全対策、事故防止に努める。
  - ①危険箇所、不衛生箇所は迅速に改善し、安全対策に努めた。
  - ②安全対策委員会で事故等の原因究明と再発防止に努めた。
  - ③感染対策委員会の指示に従い、新型コロナウイルス等の感染対策を行った。
  - ④ネズミやゴキブリ等の生息状況の定期的な点検を行い、防除に努めた。
- (4) 利用児（者）の家族との連携、協力を努める。  
新型コロナウイルス感染防止の為、家族交流会を中止した。
- (5) 利用契約児（者）数の増加を目指す。  
児童1名の新規受入ができた。

## 【利用者の状況】

障害児（者）通所事業所ウイズワン

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開所日数	25	23	26	25	23	24	27	23	25	23	22	26	292
延人数	66	114	125	119	124	116	134	114	110	97	108	135	1362

平均利用人数 4.6名／1日

## 5 児童発達支援センター バンビ（定員20名）

### 【事業の概要】

発達に課題のある在宅児童に対し、人との関わりの中で自分らしさを見つけ、生活していくために必要な力を習得するための総合的な支援を行なう。

#### (1) 児童発達支援

- ①よつばグループ（定員10名）：月～金曜日の9時～15時の療育。送迎・給食あり
- ②たんぼぼグループ（定員10名）：月～金曜日の午前・午後2時間の療育

#### (2) 放課後等デイサービス

小学6年生までの学童（定員10名）：土曜日の午前・午後2時間の療育

#### (3) 日中一時支援

くるみグループ（定員10名）：月～土曜日の14時30分～18時30分迄の延長預かり「通所の支援」（よつばグループのみ）

- ・児童発達支援センターバンビの車両を使用し、安全な送迎をする。

「日常生活と発達の支援」

- ・子どもたちの発達や課題を見極め、適切な支援を行う。

「給食の提供」（よつばグループのみ）

- ・安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する。  
「保育所等訪問支援」
- ・保育所、幼稚園、小学校に出向き、療育指導や必要な支援の検討を行う。

**【主な取り組み】**

今年度、以下のことに取り組んだ。

- (1) 利用児の人権を尊重する。  
利用児の人権の尊重に努めた。
- (2) 個人情報の保護に努める。  
個人情報管理規程に則り、個人情報の保護と管理を徹底した。
- (3) 個別支援計画の目標とそれに対する支援方法に基づいたサービスを提供する。  
児童発達支援管理責任者がたてた個別支援計画に基づき、支援やサービスを提供した。
- (4) 利用児に関わる支援者や関係機関との情報を共有し、個々の支援方法の統一を図る。  
職員間で連携を密にとり、支援方法の統一に努めた。
- (5) 保護者に子育て支援を行う。  
新型コロナウイルス感染防止の為、保護者勉強会や研修会を中止した。
- (6) 感染防止に努める。  
感染防止対策委員会に基づき、消毒や換気の徹底、健康チェック、活動の人数制限や中止等の対策を行い、新型コロナウイルス等の感染防止に努めた。
- (7) 環境整備を行い、利用児の安全に努め事故を防止する。  
センター内を清掃し、遊具等の点検、生活環境の整備と改善に努めた。
- (8) 知識・技術を習得し実践する。  
オンライン研修に参加して得た知識を職員間で共有し、実践に努めた。
- (9) 利用契約児数の確保  
保健師や相談員と連携し、利用児の確保に努めた。

**【利用者の状況】**

①児童発達支援（1日通所 よつばグループ）定員10名

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
教室日数	21	18	22	21	19	20	22	19	20	17	18	23	240
利用人数	89	77	198	185	171	176	198	168	174	150	161	197	1944

平均利用人数 8.1名／1日

②児童発達支援（2時間教室 たんぽぽグループ）定員10名

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
教室日数	0	0	18	16	15	16	20	19	20	17	18	15	174
利用人数	0	0	153	139	117	148	146	139	144	126	138	108	1358

平均利用人数 7.8名／1日

③放課後等デイサービス（2時間教室 学童グループ）定員10名

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
教室日数	1	0	4	4	4	4	4	4	4	3	4	3	39
利用人数	12	0	53	58	47	60	60	60	59	40	63	38	550

平均利用人数 14.1名／1日

6 子鹿障害児等療育支援事業所

【事業の概要】

(1) 広島県からの委託事業

- ①訪問療育等指導事業：医師、臨床心理士による訪問療育指導、理学療法士などによる庄原つどいの家療育相談、栄養士による調理教室、歯科衛生による口腔ケア指導など
- ②外来療育等指導事業（発達外来）：相談員、臨床心理士による外来での療育相談や感覚統合訓練など
- ③施設支援指導事業：保育所等訪問支援、5歳児相談など

(2) 三次市からの委託事業

障害児等療育相談支援事業：三次市内の在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるための訪問や外来などでの相談

(3) 相談支援事業

- ①在宅の障害児（者）や施設入所児（者）のサービス等利用計画を作成し、モニタリングを行う。
- ②在宅の障害児（者）やその家族からの様々な相談に対し、必要な情報の提供と各専門機関への紹介や連絡調整、在宅福祉サービスの利用援助等を行う。

【主な取り組み】

今年度、以下のことに取り組んだ。

- (1) 訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業、施設支援指導事業を実施する。  
新型コロナウイルス感染防止の為、発達外来やつどいの家での活動は予約制に変更して行った。
- (2) 三次市障害児生活訓練事業に協力する。  
夏休み等の長期休暇中に行われた三次市障害児生活訓練事業に、感覚統合訓練として保育士、相談員が協力した。
- (3) サービス等利用計画を作成し、モニタリングを行う。  
在宅や施設入所児（者）のサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行った。
- (4) 障害児（者）やその家族からの様々な相談に応じ情報提供や連絡調整等の支援を行う。  
新型コロナウイルス感染防止の為、障害児（者）やその家族からの様々な相談に関する情報提供や連絡調整等の支援を感染対策を行いながら行った。

【活動状況】

(1) 相談支援専門員の活動状況

- ①家庭訪問 相談件数 41件 相談人数 23名  
 ②電話相談 相談件数 129件 相談人数 35名  
 ③来所相談 相談件数 377件 相談人数 105名

(2) 施設支援指導事業

事業所	事業所数	件数	実人数
保育所・幼稚園	3	4	3
小学校	10	17	14
中学校	3	3	3
高校	0	0	0
特別支援学校	1	4	1
居宅介護支援事業所	0	0	0
生活介護、就労支援事業所等	2	6	4
行政機関	1	1	1
合計	20	35	26

(3) 障害児相談支援事業（巡回療育相談・外来療育指導事業）

分類	訪問療育指導事業		外来療育指導事業	
	巡回相談		訪問健康診査	個別療育
事業名	個別療育	集団療育		
人数	2	27	43	84
件数	2	63	70	374